

『大陸新報』に見る戦時期上海のユダヤ社会
——(3) 1939年9月～1940年2月——

菅野賢治

東京理科大学紀要（教養編）

第53号 抜刷

2021年3月20日

『大陸新報』に見る戦時期上海のユダヤ社会

— (3) 1939年9月～1940年2月 —

菅野賢治

1939年9月1日朝（日本・上海時間，同日夕），第二次世界大戦の始まりを画するナチス・ドイツによるポーランド侵攻は，翌2日の『大陸新報』朝刊一面でも，「欧州の危局遂に爆発／独空軍・爆撃を敢行／波首都・ワルシャワ空襲」との大見出しと爆撃を受けたワルシャワ，クラクフの写真，ならびに「全力を尽し義務を果たせ／と総統、国防軍に下令」という見出しに添えられたアードルフ・ヒトラーの肖像写真とともに大々的に報じられた。

大戦勃発が上海の租界社会に及ぼした影響について，二日後の同紙は，まず非ユダヤ系ドイツ人たちの意外なまでに落ち着き払った様子を以下のように伝えている。

【記事25】昭和14（1939）年9月4日（月）朝刊7面「帰国か、在滬か／不安を秘める独逸人」

ユダヤ人をのぞきなほ千六百余を算する在滬ドイツ人は喰ふか喰はれるかの鬭争に入つた祖国のニュースに一喜一憂してゐるが、彼等はこの際にあわて、上海を引揚げるやうなことは見合はせ暫らく当地に留まる模様である、領事館当局も在滬ドイツ人帰国の途中英仏側に抑留されるやうな場合も予想されるから、むしろ当地に残留した方が良いと自国居留民に自重を勧告してゐる程で、彼等はいかにもドイツ人らしく内部の不安と焦燥を表はさず案外冷静な態度を持してゐる [全文]

かたや、人口比として十倍近くにも達するユダヤ出自のドイツ＝オーストリア人居留者の動向としては、うち数百名が反ヒトラー義勇兵として、イギリス軍、フランス軍への合流を希望している旨、報じられた。

【記事26】昭和14（1939）年9月5日（火）朝刊7面「在滬猶太人が／義勇隊を組織／英仏へ参戦を陳情す」

故国ドイツを追はれた流浪の民族猶太人の上海在住約一万五千名は第二の世界大戦の報に異常に神経を尖らせてゐるが、彼等を追放したヒトラー総統への憤激は貧苦の失業苦から脱却したさと相応じて内八百名は英仏側に参戦したい意向を持つてゐたが四日上海英国領事館、仏国領事館にそれぞれ二百名の猶太人が陳情に乗り込み、猶太人義勇隊の組織と参戦方を認められたいと陳情した

英仏両領事館では兎も角本国の意向をたしかめるべく照会することとなつた [全文]

非ユダヤ系ドイツ人一名に対し、ユダヤ系ドイツ＝オーストリア人が九名の割合で同居し、日々、街路で袖を触れ合わせる場所として、この中国の一都市、上海の歴史的特異性には、やはり瞠目すべきものがある。

時系列としては先取りとなるが、翌1940年2月、その一部の人々がフランス軍への合流を認められたとの続報をここに収録しておく。

【記事27】昭和15（1940）年2月22日（木）夕刊2面「打倒ナチを叫び／猶太人戦線へ／上海の六十名仏に従軍」

祖国ドイツを追はれた流浪の民ドイツ猶太人は皇軍の情けにより上海の一角に安居の場所を求めてその生計にいそしんでゐるが世界大戦の勃発と共にナチスドイツを憎悪し打倒ヒトラーをかざして最近在上海フランス領事館に対しフランス戦線に従軍方を申出るのが続出し、そのうち六十余名は早くもフランス軍隊に編入して第一線に出陣するといはれてゐる、フランス領事館ではユダヤ人の志願兵申出でを一応拒絶してゐたがその熱誠は遂に先週、志願希望者六十余名に対して通告が発せられ去る十七日河向福履理路駐滬フランス軍司令部に召集して密令を授け近々離滬、第一線に向ふ予定であるといふ

彼等は正規軍としての資格を持つかどうかは未だ判然としないが、彼等はフランス兵として参加し「打倒ナチ」の氣勢をあげるのだと意気込んでゐる [全文]

本稿の筆者は、目下、このように上海でフランス軍に志願したドイツ・

ユダヤ人たちのその後の足取りを追跡できていない。九か月にわたる「奇妙な戦争」の末、1940年6月、フランスが東からドイツ軍による破竹の進撃を受けた時、彼らがどこでどういう境遇に置かれていたのか、今後の調査課題の一つとしたい。

*

先に見たとおり⁽¹⁾、日本当局は、1939年8月11日、海軍特別陸戦隊による告示をもって、同月22日以降、日本軍警備地区への新たなユダヤ難民の居住を禁ずると宣告し、これに触発された上海市参事会（英米主導、俗称「工部局」）も、14日、日本軍警備地区以外の共同租界について同様の禁止措置を講じた。すると翌15日、まさに玉突き現象により、フランス領事館も新たな難民のフランス租界流入を食い止める措置に打って出、上海の町は、禁令発効の時点ですでに公海上を航行中の船舶に身を置いている者を除き、拡大ドイツから一斉に世界に溢れ出たユダヤ難民に対し、無情にも門戸を閉ざす格好となっていた。そのままでは、同年5～6月、大西洋・カリブ海を舞台に繰り広げられた「セント・ルイス号」の悲劇の再来ともなりかねなかったわけである。

しかし、約二週間を経た9月1日、欧州での大戦勃発が、この禁制に大きな見直しを迫ることとなる。

前月8月中旬に相次いで禁制を打ち出した日本当局、上海市参事会（工部局）、フランス領事館の三者は、22日、それぞれ日本領事・石黒四郎、市参事会次官補アーネスト・ナシュ（Ernest T. Nash, 生没年不詳）、フランス副領事ジョルジュ・カタン（Georges Philippe Jules Cattand, 1902-89）を代表とし、そこに「欧州ユダヤ難民援助委員会」のエドゥアード・カン（Eduard Kann, 1880-1962）を加えた四頭体制の「ユダヤ難民対策連絡委員会」を発足させていた⁽²⁾。大戦勃発を経た9月15日、その第二回会合で、日本側は難民の入市禁止措置の緩和を提言し、他の委員からも好意的な反応を得たという⁽³⁾。この提言を四者がそれぞれ持ち帰って協議した結果であろう。10月2日の会合では、以下のとおり、三当局がそれぞれに発行する許可証をもって、難民たちの上海上陸を可能とする施策の基本方針案が採択された。

【記事28】昭和14（1939）年10月5日（木）朝刊1面「ユダヤ難民の／上陸制限方針／対策委員会が最後案を決定」

去る二日に開かれたユダヤ難民対策委員会議は上海に移住しようとするユダヤ人は相当額の所持金を持つか、又は陸戦隊、共同、仏租界工部局三当局いずれかの許可証を有するものに限り上陸を許可すると最後の案を決定した模様で、日本側当局、共同、仏租界工部局の異議がなければ近く三当局によつてこの案が実施される運びとなるものと見られる [中略]

委員会は日本側石黒領事、共同租界工部局ナツシユ氏、仏租界工部局スチューダ氏⁽⁴⁾、ユダヤ難民協会委員カン氏の四名から成り、屢次協議の結果二日の最後案に到達したものである [中略]

而して上陸制限の対象となるユダヤ難民の定義を明確に定めることは困難で、委員会においてはカン氏等の定義反対説が容れられ、ユダヤ人の呼称は一切用ひず、独、伊等でユダヤ人として指定したものを「中欧難民」の名前で呼ぶことゝなつてゐる、なほ右委員会案が実施される際は勿論三当局独自の権限に基いて行はれるものである

こうして、「ユダヤ難民」の法的な定義づけは不可能とされたまま、案の実施に際して「三当局独自の権限」が行使されることとなつたため、以後しばらく（少なくとも日米開戦まで）、上海という同じ都市のどの区域に、どういうカテゴリーの人間が居住を許され、また許されないのか、という点をめぐり、情報が限りなく錯綜していくこととなる。

この時、日本当局が採用した許可制について、詳述はパメラ・ロトナー・サカモト、阪東宏らの先行研究に譲るが⁽⁵⁾、一言で言えば、以後、上海共同租界の日本軍占領地域内にすでに居住しており、海軍当局への登録を済ませた資力十分なユダヤ人が、新たに同区域内での居住を希望する者に代わり、「欧州ユダヤ難民援助委員会」をつうじて日本総領事館に来入許可証（Entry Permit）の発行を申請するという手続きを踏むことで、新規来入者の日本管理地区居住にふたたび道が開かれることとなつた。加えてベルリンやハンプルクの日本および満州国領事館は、この来入許可証をもって最終渡航先の査証と等価とみなし、日本ないし満州国の通過ヴィザを発給することにならん問題はないという点も、東京と新京からベルリンへの打電により確認された。

日本軍占領地域以外の共同租界については、10月21日、市参事会（工部局）が以下のような許可制を敷く旨、公表した。

【記事29】昭和14（1939）年10月24日（火）朝刊7面「家なきユダヤ人に／情けの門ひらく／共祖に移住を許可」

去る八月二十二日を最後としてユダヤ難民の共同租界移住を拒絶した工部局ではその後もこれら「招かれざる客」の取り扱ひに関しては種々頭を悩ましてゐるが、世界に僅か六尺足らずの肉体を入れる所すら持たない彼等が上海を一時の天国として寄迎を求めて来瀝したものを頭から拒絶することは人道上からも面白くないとユダヤ人に門戸を開放することになり、左の各項の一に該当するものは共同租界に移住を許可されることになつた

- 一、大人一名に付米貨四百弗、十三歳以下の子供は一名に付同百弗以上亦是同価値を有する他の外貨を所持するもの
- 二、経済上上海居住の能力ありと工部局より認められて共同租界に居住する父母、夫亦是妻子を有するもの
- 三、上海居住者と雇傭契約を有するもの
- 四、上海居住者と婚約を結ばんとするもの

以上は新たに共同租界に移住せんとするものに限つて適用されるもので蘇州河以北〔日本軍管轄区域〕、並びにフランス租界に居住せんとするものは別に夫々当局の許可を要することになつてゐる〔全文〕

このように、蘇州河以南の共同租界について入市禁止措置の緩和を報じながら、日本軍管轄区域のそれについてはびたりと口を閉ざす『大陸新報』の報道姿勢にも、パメラ・ロトナー・サカモトが推測するように⁽⁶⁾、新来難民の日本地区への殺到を恐れる総領事・三浦義秋（1890-1953）はじめ日本当局の意向が反映されているのかもしれない。

三つ目のフランス租界の対応について、事態はより複雑であり、関係資料に依拠して委細を尽くすためには別に一篇を要しそうなほどであるが、簡潔に述べるなら、たとえ戦争難民であってもドイツのパスポートを所持している者は、ユダヤ教徒（ユダヤ人）、キリスト教徒の別なく、1939年9月3日、対独宣戦布告以来の敵国人であり、フランス租界への新規居住を許可するわけにはいかない、との姿勢が貫かれた。翌40年2月、フランス

領事館は、足並みをそろえて欲しいという共同租界当局の要請を容れ、いったん許可証の発行に踏み切ったが、それも束の間、同5月、ドイツ軍の西方進撃をうけ、ふたたび許可証の発行は停止されることになる⁽⁷⁾。

いずれにせよ、戦時期のユダヤ難民をめぐる一般の言説のなかでは、当時、上海が、上陸に際して査証等の提示を求められない世界で唯一の場所であったと強調されることが多いが、厳密に言えば、それは1939年8月以前のことであり、第二次大戦開戦を経て、1939年10月から1941年12月(日米開戦)までの二年二か月間は、「日＝英米＝仏」三つ巴の入市許可制が敷かれていたことを明記しておこう。39年8月、いったん「日＝英米＝仏」による禁止措置が講じられた時点で、すでに一万五千人規模のドイツ＝オーストリア系ユダヤ難民が上海に流入済みであったと見られるが、その後、許可制による禁制緩和措置により、新たに四～六千人のユダヤ難民が(とくに40年6月、イタリア参戦以降は、陸路シベリア＝満州国・日本ルートをとどって)上海に避難地を見出したと推定されている⁽⁸⁾。

*

むろん、ヨーロッパ情勢の急速な悪化により域外へ避難地を求め始めた人々はユダヤ系住民に限ったことではなく、大戦勃発からちょうど三か月後の『大陸新報』夕刊も、数としてユダヤ難民の何倍、何十倍にも達する可能性のある非ユダヤ系ヨーロッパ人難民の到来に警鐘を鳴らしている。

【記事30】昭和14(1939)年12月1日(金)夕刊2面「また難民で、悩みの種、／戦乱の欧州から二万人」

ユダヤ難民問題は解決されたとはいへ未だ当局の頭痛の種になつてゐる折柄、欧州の戦火に踏みにぢられて国土を追はれ家を失つた一千万の難民が遠く故国を後に支那に集団移住を企図、各外国船で来滬の途次にある難民だけで二万人を数へられ、上海難民問題にまた一つの問題を与へてゐる

ニューヨーク二十九日発ユーピー電によれば戦火に追はれた難民は一千五百万人といはれ、西支那始め支那各地に移住せんとニューヨークに待機してゐる難民が一千方人あり、便船があり次第渡せんとしてをり、これら難民の渡支は益々増加するものと見られてゐる

る

これがため近く上海に流れ込む難民は夥しい数に上る筈で現在上海に居住する難民だけでも、三十万を越えてゐる現状で当局では新たな難民対策に腐心してゐる [全文、傍点引用者]

新聞の旧号を含め、過去の一次資料とは、往々にして、われわれが久しく非=思考の空間に追いやってしまった何かへの再覚醒を促してくれるものである。いま仮に場所を上海に限るとして、戦時期、そこへ流入したユダヤ難民の数についてはかなり確度の高い統計数値が残されていながら、非ユダヤ系ヨーロッパ人の上海避難者となると、統計資料も、まとまった歴史記述も、ほとんど見当たらないことに気づかされる。上記UP電からの転載にあるように、ヨーロッパを脱して中国を目指す難民が「一千万人」規模でニューヨークに待機中との報道は、数値的にはいかにも受け入れ難い。しかし、いわゆる「ユダヤ系」ではなくとも、共産主義者、社会民主党員、左派前衛芸術家、同性愛者など、戦前からナチス・ドイツによって「反社会的分子」とのレッテルを貼られ、フランスやイギリスでの亡命生活の末、実際に戦争の火蓋が切って落とされたヨーロッパを見限って大西洋を渡ることを決断し、その際、南北アメリカ諸国の査証が未取得であることの釈明として、「自分は上海の欧米租界を入り口として中国に新天地を求めようとする者である」と主張しながら、ニューヨークなどに滞留する人々が少なからずいたとしても不思議はないのだ。

もしもこのように、同じヨーロッパ人ながら「ユダヤ系」の人々の上海流入ばかりが、その東西接触の意外性をもって人々の歴史的興味を掻き立て、かたや「ユダヤ系」ではない「一般の」ヨーロッパ人たちの上海逃避行の方は、欧米諸国が長らく経営してきた各「租界」——紛う方なき植民地機構——への通常の立ち入り、吸収として、とりたてて話題にすべきものではない、という思考が歴史研究の無意識として定着してきたのだとすれば、それもまた「オリエンタリズム」の一形態として批判、再考の対象とされるべきではなからうか。

*

時系列としては本稿の枠を若干超えて後続するトピックであるが、1939

年末から翌1940年4月にかけて、上海のユダヤ居留民たちが、上海共同租界市参事会員の改選をめぐる状況のなかで、日と英米、二つの植民地主義の合法性を占うキャスティング・ヴォートを握られそうになる事態も発生した。

【記事31】昭和14（1939）年12月25日（月）朝刊7面「日本側の躍進に驚き／猶太人抱込みに狂奔／英米側の市参事会工作」

上海共同租界において事実上の最高行政機能を有する市参事会員の選挙資格者名簿（十一月末現在）の第一次発表が行はれた結果、予想された如く邦人勢力は昨年に較べ飛躍的に増加しなほこの十二月一杯の最終的資格決定までには更に躍進して恐らく絶対多数を占めるものと見られてゐるが、このあまりにも著しい日本側の躍進ぶりに今更の如く狼狽した租界の英米側はあく迄既存勢力を保持する目的で急遽その対策に腐心しつひに窮余の一策として一万数千にのぼる新来ユダヤ人に対し積極的工作を開始するに至つたことは極めて注目すべきである、即ち楊樹浦並びに河向ふに住居のユダヤ人は大部分が財的に恵まれてをらぬため選挙資格者は至つて少ないのであるが英米側ではこのプロ・ユダヤ人を幾人か纏めて同一名義の借家人にするとか或ひは個人若くは一会社の投票権をユダヤ人に分割して票数の増加を企図するとか日本側の新興勢力を阻止すべく苦心惨憺してをり然もかうした非合法の働きかけは日本側から暴露されるのを恐れて極秘裏に行つてゐる模様である [全文]

上海共同租界市参事会の定員は九名で、この時点では英国人五名、アメリカ人二名、日本人二名から構成されていた⁽⁹⁾。日本側は、日本人選挙資格者の急増という事態をうけ、今次の改選に五人の候補を立て、三人目、四人目の日本人を参事会に送り込むことを狙つたものである。

この『大陸新報』の記事では、日本勢力の伸長を恐れた英米側がユダヤ票の取り込みに盛んに動き出した様のみが報じられているが、日本側も、舞台裏では決して引けを取らない選挙工作を展開していたことがわかつてゐる。この件に関するもっとも詳細な記録は、事実観察の公平性如何は別として、犬塚きよ子『ユダヤ問題と日本の工作—海軍・犬塚機関の記録』（1982年）である。

[1940年]二月下旬〔三浦義秋〕総領事の話による租界有権者名簿で調査したところ、英米およびこれらの支持第三国投票数に比べ、日本とその支持第三国投票数はやや優勢と思われるので、

- (1) 新来ユダヤ避難民の票数は約三百と推算されるが、これらは英米側に投票するものと思われる、万一この三百票を棄権させることができれば日本側はますます優勢である。
- (2) ゆえにユダヤ人有権者を日本に投票させるのは無理でも、中立、棄権すれば十分なので、その工作をしてもらいたい。というものだったが、三月初旬になって、
- (3) 英米側の票数獲得運動が活発になったので、でき得れば蘇州河以南（虹口側）のユダヤ人有権者にもなんらかの工作ありたし、と再度の依頼があり、さらにまた、
- (4) 英米側の票数は予想外に増加の形勢となって、もはや避難ユダヤ人の投票を日本に獲得しなければ勝ち味が少ない。すなわち彼らの向背によって勝敗を決することになる。せめて三百票中の半分でも日本に投票するよう尽力してください。

と〔三浦〕総領事と選挙関係主務者仲田〔中田豊千代〕副領事から頼んできた⁽¹⁰⁾。

こうして、上海海軍武官府特別調査部の長として現地のユダヤ対策を司る犬塚惟重は、「軍人勅諭」（1882年）にも「議員選挙法改正法律」（1926年）にも明確に規定されている「軍政分離」の原則に背馳する危険を承知の上、「しかもユダヤ人を使つての潜行的運動の指揮、監督をまかされ」たことに「面喰ら」いながら、この選挙工作に当たったという⁽¹¹⁾。

われわれの主題にとって重要なのは、この時の選挙戦と、その後、終戦時まで上海のドイツ＝オーストリア系ユダヤ難民集団をまとめ上げていくこととなる組織「ユーディッシュ・ゲマインデ」の結成が軌を一にしていたことだ。

続けて、犬塚きよ子によれば――

ちょうどこのころ、虹口側在住避難ユダヤ人の民会設立の機運があった。〔中略〕一万八千人の独塊アシュケナジ・ユダヤ人の民会ジュディッシュ・ゲマインデを作りたいというのである。〔中略〕

この新民会結成と選挙問題をかねて、[1940年]三月十七日夕、上海で最も徳望のある指導者アブラハム翁夫妻とその長男ルビー・アブラハムと犬塚は、アブラハム邸で秘密会談を行っている。[中略]

ルビーは旧約聖書を持ち出して、

「ユダヤ民族は歴史の物語るように、古来その在住地の主権者に反抗せず、仮に捕虜になってもその地の君主の平和を祈ることを神から命ぜられているもので、極東の安定勢力日本の繁栄は、極東ユダヤ人の繁栄と信じて協力を誓っています。

この思想に基づいて結成するジュディッシュ・ゲマインデについて、救済委員会副会長のハイムは、何か政治的活動をする恐れがあると反対するので、まだまとまりません。」⁽¹²⁾

ここからうかがわれるのは、上海古参のダヴィド・エゼキエル・ヨシユア・アブラハム (David Ezekiel Joshua Abraham, 1863-1945) と、その息子「ルビー」ことレウベン・ダヴィド (Reuben David 'Ruby' Abraham, 1888-1969) が、みずからはバグダッド起源、英国籍のセファラディ・ユダヤ教徒ながら、1938年末以来、大量に上海に流入したドイツ=オーストリア系アシケナジ・ユダヤ難民たちに自治組織を持たせてやる必要があるとの判断から、エリス・ハイム (Ellis Hayim, 1894-1977) ほか、既存のセファラディ・ユダヤ指導部のなかにあつて新参アシケナジ集団の分離独立を危惧する向きにも抗して、新たな「ユーディッシュ・ゲマインデ」結成に道筋をつけてやった、という事情である。

犬塚きよ子によると、この時、レウベン・ダヴィド・アブラハムは、3月19日に予定されている「ゲマインデ創立準備委員会」の会合に犬塚の出席を促し、「その席上私から選挙問題を探り上げ、日本人の中には今度の投票によってユダヤ人の親日、反日の判定をするという空気もあることを説きますから、大佐も意向を発表してください」と要請したという⁽¹³⁾。

実際、犬塚は会合に出席し、なんらかの意向を伝えたようであるが、「ゲマインデ」結成の内諾と今回の選挙戦への協力体制は、表面上、切り分けておいた方がよいとの判断から、「ゲマインデ創立準備委員会」とは別に、ユダヤ居留民たちによる「上海市参事会選挙委員会」を組織させることにした。その十二名の委員には、「ゲマインデ」議長に内定していたベルリン出身の歯科医フリッツ・レッサー (Fritz Lesser, 1888-1961) のほか、日

本総領事館の覚えがめでたいローベルト・ペリッツ (Robert Peritz, 1895-?) とヒルシュなる人物が名を連ね、4月10, 11両日の投票日に向けてさかんな選挙運動を開始した⁽¹⁴⁾。

さらに犬塚きよ子の回想によれば、この動きを察知して「慌てふためい」た英米側が乗り出した「妨害工作」の結果として、3月28日、「国際欧州難民救済委員会 (IC)」（通称「コモル委員会」）の名誉書記パウル・コモル、ならびに「上海欧州ユダヤ難民援助委員会 (CFA)」（通称「スペールマン委員会」）の会長ハイム、副会長スペールマンの連名で、「難民救済事業は英米の財政的援助によっていることを銘記せよ」との声明が、上海ユダヤ居留民中の有権者向けに発せられた。そして、この事実関係について犬塚がハイムに「面詰」したところ、最終的に「コモル委員会」の財政部長でヴィクター・サッスーンの秘書もつとめるチャールズ・アークライト (Charles Arkwright, 生没年不詳) から陳謝の手紙も寄せられたのだという⁽¹⁵⁾。

しかしながら、本稿の筆者が、ニューヨークに本部を置く「アメリカ・ユダヤ合同分配委員会 (JDC)」に保存されている上海関連の古文書のなかで、この選挙戦の顛末を追跡した限りにおいては、上記二つの難民支援組織が、この時、上海市参事会選に向けて日本側の不利になるような選挙活動を行なった形跡や、上のように英米の候補者への支持を訴えかける「声明」を出したりした形跡は確認できていない。むしろ、上海にあってJDCからの財政支援を受けているユダヤ組織の代表者たちがJDCニューヨーク本部に書き送った近況報告の手紙や電文から浮かび上がってくるのは、これら諸組織の側では当初から有権者の投票行動について自由中立の立場を表明しているにもかかわらず、ユダヤ難民問題が選挙戦の争点として利用されることについての迷惑視、ひいては「親日/反日」の単純きわまりない二分法により、ユダヤ居留民のあいだに分断や不和が生じかねないことへの危機感である。

たとえば、4月6日、「欧州ユダヤ難民援助委員会」の共同代表スペールマンがJDCヨーロッパ評議会議長モリス・トロウパーに宛てた手紙⁽¹⁶⁾には、ある時、スペールマンほか援助委員会の中心人物三名が日本当局に呼び出され、ユダヤ移民層の票の取りまとめを依頼された経緯が記されている。その際、スペールマンは、日本の当局者に対し、「もし移民たちから相談を受けたなら、投票に行かないよう勧めこそすれ、日本側の不利になる

ように投票せよ、とは断じて言わないであろう」と答えたという。にもか
かわらず、日本当局は、その後、このスペールマンの発言の後半のみを切
り取って、あたかもユダヤ陣営が日本人候補者への投票を確約したかの
ごとく吹聴し、選挙キャンペーンに利用し始めたというのだ。

たしかに、この日増しにヒートアップする選挙戦の趨勢を伝える『大陸
新報』の紙面でも、日＝英米一騎討の行く末を左右する鍵語の一つとして、
「ユダヤ」が過たずに言及されている。

【記事32a】昭和15（1940）年4月9日（火）朝刊7面「けふ票数決定最
後の日／決戦投票の勝敗／第三国側の向背如何／日と英米側は殆ど同数」

〔前略〕日本側が四千を突破することは殆ど確定的で、之に対し英米連
合側がほぼ同数に達する模様である、日本側のボート増加に狼狽した
英米側はこゝ二、三日に死物狂ひのボート工作に腐心した結果、その
確実な数字は不明であるが、大体日本に匹敵する票数に達したと見て
差支へあるまい従つて決選投票の□□を握るキヤスティングボートは
依然として第三国関係の動向にあり今や彼らの向背が全上海の興味と
感心をそゝつてゐる、この第三国関係ボートの大体の数字を各国別に
挙げてみると

◇フランス、一〇〇 ◇ポルトガル、一〇〇 ◇イタリー、六四
◇波蘭、四九 ◇丁抹、三八 ◇ノルウエー、二二 ◇和蘭、二四
◇チェコ、一八 ◇ラトヴィア、一五 ◇リスアニア、一五 ◇西
班牙、一二 ◇瑞典、一二 ◇芬蘭、二 ◇独逸（ユダヤを含む）
八〇〇 ◇露西亜 二五〇〔後略、傍点は引用者による〕

【記事32b】昭和15（1940）年4月9日（火）朝刊7面「英・逆宣伝に狂
奔／乱れ飛ぶ悪性反日デマ」

八日附の〔数字判読不能〕英字紙のチャイナ・プレス等は潘州の親日
白系人の領袖セミヨノフ並びにアタマン□□が去月二十九日ひそかに
来滬し、市参事会選挙に関し白系露人のボートを日本側に□□するた
め□□中であるとの記事を掲げてゐるが之は全く事実無根で、日本側
勢力の躍進に押され気味のイギリス側が決選投票を目前に□□なデマ
宣伝に乗り出した証拠として注目される、なほこの間イギリス側では
若し日本が勝利すれば第三国の上海□□は根底から覆へされる

とか

共同租界に日本が支配的地位を占める時、ユダヤは日本人のために再び上海を追放される

とか「日本は上海デモクラシーの破壊者だ」とか、専ら第三国関係の投票獲得を目ざしたデマ、宣伝等を遣し極めて悪性の反日逆宣伝を飛ばしてゐる〔全文、傍点は引用者による〕

「大山鳴動して」とはこういう事態を指して言うのだらう、4月10、11両日に行われた投票の結果、上海市参事会における国籍別の獲得議席数は、英国人五名、アメリカ人二名、日本人二名、つまり改選前と同一であった。この期待外れの結果を受けて、犬塚惟重が「選挙工作の経験より観たる我対ユダヤ方針」と題する一文にまとめ上げ、犬塚きよ子もまた、それに依拠し、自著のなかで選挙戦を振り返っているところによれば、当初から優勢と目されていた日本側が議席数を増やせなかった、その原因は、主として英米側の姑息な選挙工作と反日宣伝に求められるという。だが、たとえ犬塚きよ子が記しているように、上海在住の英米人が「投票日が迫るにつれて〔中略〕独塊避難ユダヤ人向けにドイツ語のラジオ放送で反日宣伝をしたり」、「工部局関係者と思われる者が、平服でユダヤ人経営のバー、カフェーなどに入り出て、投票権の有無を質問したり」、「ユダヤ人有権者宛にドイツ語の英米候補七名への投票勧告を送り付け」たり、「投票一日目の四月十日早朝、全有権者に支持依頼電報を打つとか、投票場入り口で反日宣伝を行」ったり⁽¹⁷⁾、という事実があったとしても、投票の強要や金品の授受が行われたのでもない限り、それは多国籍がひしめく上海における通常の選挙活動の範囲内であろう。むしろ、この選挙戦を、折しも「ユーディッシュ・ゲマインデ」というドイツ＝オーストリア系ユダヤ難民の新しい民会の設立計画に関連づけ、その設立を主導しているユダヤ居留民たちを動かして、彼らの同胞を親日投票行動に誘導しようとした犬塚らの側にこそ、公職選挙における権力濫用の疑いが差し向けられるべきところだ。

さらには、犬塚きよ子が意識的に黙しているのか、あるいは彼女自身にとって視野外の事象だったのか定かではないが、この時期、上海の日本総領事館が、新たなユダヤ難民に発行する来入許可証をいわば選挙戦の餌として利用できると考えていたことが、外交史料館所蔵文書「ユダヤ人問題」の記録からわかっている。すなわち、1940年5月10日、上海総領事・三浦

が有田外相に宛てた機密電文中、日本当局は、今次の市参事会員改選選挙においてユダヤ人有権者の票を獲得する狙いを込めて、上海の日本管理地区への来入許可証を多く発行したと、明け透けに述べられているのだ⁽¹⁸⁾。

本稿の論旨にとっては、新たな「ユーディッシェ・ゲマインデ」設立認可にもまして、この来入許可証の発行をめぐる「匙加減」の方が大きな重要性を帯びている。というのも、この時点で遠きヨーロッパのドイツならびにドイツ占領地域にあって上海への逃避行を希望しているユダヤ住民が、上海在住の親族・知人、あるいは上海に拠点を置くユダヤ難民支援団体をつうじて日本当局に行う上陸許可申請を、1939年末～翌40年4月という限られた時期ながら、現地の市参事会選挙における票集めの道具として利用し得るとの目算が日本の公館筋にあったとするならば、それは取りも直さず、ある一つの場所における人命の存亡が、地球の反対側にある一国の官庁の事務机の上、「許可／不許可」の押印如何に直結していることを示す典型例となるからだ。

だが、同時にわれわれには、総領事・三浦が外相・有田に報告しているとおおり、来入許可発行の多寡が、真にユダヤ難民たちの上海到来の可否に連動し得ていたかどうか、冷静に見極める目も求められる。というのも、この時点で上海来入許可は日本当局の独占物ではなく、依然、英米主導の共同租界の権限でもあったからだ（事実上、ドイツならびにドイツ占領地域からの移住者をみずからの租界に入れない方針を貫いていたフランス当局はさておき）。実際、1940年1月初め、在ウィーン総領事・山路章から質問を受けた外相・野村吉三郎が上海の三浦・総領事に問い合わせ電を送り、日本側がいかに来入許可証の発行数を制限しても、市参事会（工部局）が来入許可証を出し続ける限り、日本軍管轄地区への避難民の流入は阻止できないのではないか、と問い質したのに対し、三浦は、2月8日の返信のなかで、来入許可について日本と同じ方針を取るよう市参事会に強制することはできない、と応じ、その時点で日本側が発行した来入許可証は43通で、それによる来入者は皆無であるのに対し、市参事会が2月2日までに発行した許可証555通により、すでに77名が上海に到達した旨、併せて報告している⁽¹⁹⁾。

その上で、日本管理地区にせよ、それ以外の共同租界にせよ、そこへの来入許可がいわば「大盤振る舞い」的に発行されることが、上海のユダヤ難民支援組織の側でどこまで望ましいものととらえられていたか、検証し

なければならない。ふたたび先述のとおり、前年1939年8月、日本軍政当局、上海市参事会、フランス当局の三者は足並みをそろえ、ヨーロッパからの新規ユダヤ難民にいったん門戸を閉ざしながら、9月、欧州大戦勃発という事態をうけて、その禁制の見直しを余儀なくされたのだった。その時、この禁制の「解き具合」をどの程度にすべきかをめぐっては、実際に新規流入者の受け入れとなった場合の実働部隊であり、すでに二万人規模の難民の生活保護に多大な労力と予算を費やしていた各支援団体内にもさまざまな意見があったに違いないのだ。

よって、上海総領事・三浦から外相・有田への報告に見えるとおり、1939年末から翌40年初め、たとえユダヤ難民の受け入れに一定の理解がある旨、日本側の姿勢として来入許可の発行数に反映させてみたところで、それが本当に在滬ユダヤ有権者たちの歓心を買ひ、参事会員選で日本人候補者に入れる、あるいは少なくとも英米人の候補者に入れない、という投票行動を促すことに繋がったかどうか、何びとにも断言はできないのである。

*

このように、欧州で大戦が始まり、戦争難民の流出を含めていかなる余波が上海を襲い得るのか、いまだ明確な予測も立たないまま、歴史はさらに大きく動き、1940年4月、ナチス・ドイツによるデンマーク、ノルウェー侵攻、そして5～6月、ベネルクス三国とフランスへの進撃という事態を迎える。6月10日には、イタリア参戦により、欧州と上海を南回りでつなぐ航路が物理的に絶たれることとなろう。以後、欧州から上海への移動手段は、もっぱら陸路のシベリア経由となるが、本稿の続編では、その転換期の混乱と、上海到来時期の別によってすでに幾重もの層をなし始めたユダヤ住民たち相互の確執にも注意しながら、『大陸新報』紙の報道を追い続けていかねばならない。

*本研究はJSPS科研費、平成29～令和2年、基盤研究(C)(1)課題番号17K02041、平成30～令和4年、国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))課題番号18KK0031の助成を受けたものである。

註

- (1) 菅野賢治『『大陸新報』に見る戦時期上海のユダヤ社会—(2) 1939年5～8月』、『東京理科大学紀要(教養編)』第52号, 2020年3月, 267-269頁。
- (2) Gao Bei, *Shanghai Sanctuary: Chinese and Japanese Policy toward European Jewish Refugees during World War II*, Oxford University Press, 2013, pp.84-85.
- (3) 丸山直起『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』, 法政大学出版局, 2005年, 118頁。
- (4) 「スチユダ」に呼応するフランス人名は未特定であるが, 副領事カタンの代理として会合に出席していたフランス総領事館関係者と推定される。
- (5) Pamela Rotner Sakamoto, *Japanese Diplomats and Jewish Refugees: a World War II dilemma*, Westport, Praeger Publishers, 1998, pp.77-78; 阪東宏『日本のユダヤ人政策1931-1945—外交資料館文書「ユダヤ人問題」から』, 未来社, 2002年, 255頁; 丸山, 前掲書, 120-121頁。
- (6) Rotner Sakamoto, *ibid.*, p.78.
- (7) Gao Bei, *ibid.*, p.88.
- (8) 丸山, 前掲書, 120頁。
- (9) Rotner Sakamoto, *ibid.*, p.79 には, 他に中国人の参事が五席を占めていたとあるが, これは誤りのようである。
- (10) 犬塚きよ子『ユダヤ問題と日本の工作—海軍・犬塚機関の記録』, 日本工業新聞社, 1982年, 231-232頁。
- (11) 同, 229頁。
- (12) 同, 237-238頁。
- (13) 同, 238-239頁。
- (14) 同, 239頁。
- (15) 同, 241頁。
- (16) The JDC archives, folder 459, NY_AR3344_Count_07_00664.
- (17) 犬塚きよ子, 前掲書, 244-245頁。
- (18) Rotner Sakamoto, *ibid.*, p.79.
- (19) 阪東, 前掲書, 256-257頁。

The Jewish Society in wartime Shanghai as reported in *Tairiku Shinpo*

(Part III: September 1939- February 1940)

Kenji Kanno

Abstract

This series of papers is based on a thorough search of articles in *Tairiku Shinpo* identifying those that mention Jewish residents in Shanghai under the Japanese military control. The present third part covers the period September 1939-February 1940, a period characterised by the after-effect of the outbreak of the WWII in Europe, inducing the reconsideration by the Japanese defense sector, the International Settlement and the French Concession of their respective restrictive policy concerning the landing of Jewish refugees.

Through this contemporaneous press information, we learn that: (1) more than sixty Shanghailanders Jews of German-Austrian origin applied to join the French Foreign Legion with a view to combatting Hitler's army, (2) the Japanese Consulate-General exploited the issuance of entry permits to the Japanese defense sector, intending to attract the Jewish casting vote in favor of Japanese candidates for the election of nine members of the Shanghai Municipal Council, and (3) the Naval captain Koreshige Inuzuka (1890-1965), as well, authorized the establishment of *Jüdische Gemeinde* in March 1940 in condition that its co-founders would take voting behavior advantageously for Japanese side and invite their comrades to do the same.